



〈プロフィール〉

氏名 かさや じゅんじ 笠谷 洵史

出身: 富山県高岡市
 経歴: 約8年間、東京の法律事務所勤務
 趣味: 写真、登山、キャンプ
 現在の目標: 子どもを泳げるように鍛える

Q.1 どんな仕事をしていましたか?

前事務所では、いわゆる企業法務案件、交通事故案件、債権保全・回収案件を中心に担当してきました。一時期、日本野球機構(NPB)へ出向していたため、企業内弁護士としての経験もあります。東京で規模の大きい事件に関わることもやりがいにはありましたが、より依頼者や関係者との距離が近い金沢での仕事に魅力を感じると同時に、難しさも感じております。

案件の種類に拘らず、依頼者の悩みに対し誠実かつ真摯に向き合えるような弁護士を志しています。

Q.2 休日の過ごし方

小さい子どもが2人いるので、休日は家庭に仕事をもち込まず、家族を大切にすることを心がけています。金沢に来てからも、休日は子どもを連れて、山に行ったり海に行ったりしています。近くなった実家も、すぐに帰れるようになりました。子どもが元気に遊ぶ姿は、仕事への意欲の源になっています。写真を撮ることやアウトドアが趣味なので、これから、家族でキャンプをしたり、登山に行ったりしたいと思っています。金沢は美しい建物も多いですし、自然も近くて、最高です。



太田先生より一言

とても気さくで話しやすい弁護士です。企業法務と交通事故を得意としており、英文契約書を含めて、専門的な契約書のレビューも依頼できます。2児の父親であり、子煩悩な一面もあります。



しなだ はるか
品田 遥可



新スタッフ紹介

今年4月に入所した品田です。新潟県出身で、趣味は読書です。
 大学では、地球学を専攻しておりました。現在は、地球環境を守るとともに、一人一人に寄り添う仕事がしたいと思い、当事務所に参りました。
 皆様に安心と納得をお届けできるよう、精一杯努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔編集後記〕

事務所の周りの金木犀が満開です。所内にも香りが入り込み、秋の訪れを感じます。

ご感想をいただけますと、大変励みになりますので、お寄せいただけたらと思います。所員一同お待ちしております(^ ^)

けんろく通信アンケート



けんろく通信

KENROKU REPORT

No.035
2022.10



弁護士法人
兼六法律事務所
 URL: <https://kenroku.net/>
 [金沢事務所]
 〒920-0932 金沢市小將町3番8号
 TEL 076-232-0130 FAX 076-232-0129
 [白山事務所]
 〒924-0885 白山市殿町48番地
 TEL 076-287-6746 FAX 076-287-6756
 (金沢弁護士会所属)



弁護士の使命

所長 小堀 秀行
Hideyuki Kobori

弁護士法第1条には「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と書かれています。しかし、自分の使命、ミッションは自分で決めるべきであり、人から与えられたり、法律によって決められるようなものではありません。



「基本的人権の擁護と社会正義の実現」は、弁護士が受任している事件とどう関係があるのでしょうか。弁護士が受任する事件は、相続や貸金請求、交通事故による損害賠償請求、債務整理など様々ありますが、どのような仕事をするのが基本的人権の擁護になり、社会正義を実現することになるのかよく分かりません。

また、弁護士から、「基本的人権の擁護と社会正義の実現が私の使命です」と言われて、依頼者はどう思うのでしょうか。「基本的人権の擁護や社会正義の実現は、私の事件をどう解決することによって果たされるのか」という疑問を与えてしまいます。

私の事務所では、「法的サービスの提供を通して社会を幸福にします」という事務所理念を掲げ、(1) 依頼者の幸せ、(2) 相手方の幸せ、(3) 関係するすべての人の幸せ、を実現することを使命としています。この使命を果たすべく、事務所一丸となって努力を続けて参ります。

新任弁護士で挨拶



弁護士 笠谷 洵史
Junji Kasaya



本年9月1日から当事務所に入所しました、笠谷と申します。

出身は富山県高岡市ですが、東京の法律事務所約8年間勤務した後、金沢に参りました。金沢は憧れの街なので、この地で弁護士として働けることを大変嬉しく思っています。

東京では、企業法務案件を中心に、交通事故案件や債権保全・回収案件等を経験してきました。また、日本野球機構(通称「NPB」)へ2年間出向し、契約書のチェック、コンプライアンス体制の整備、労使関係相談、不祥事対応等に関わりました。

地域の方々、企業様との関わり合いを深めながら、心機一転新しいことにチャレンジしようという意欲に沸いております。

少しでも皆様のお役に立てるよう最善を尽くす所存です。何卒宜しくお願い申し上げます。



社長の悩み相談室

～「誰にも聞けない」その悩み聞かせてください～

「社長だから今さら聞けない」「社長VS社員の構造から抜け出して、会社全体でよりよい会社をつくりたい」そんな社長の嘆きの裏にあるものは何か。日々多数の社長から相談を受けている弁護士が社長の悩みを解きほぐす。

弁護士 **森岡 真一**
Shinichi Morioka

企業法務に注力している。企業法務分野に取り組む際には、『経営者のパートナーとして会社を良くしていく』という姿勢を一貫しており、企業の『考え方』を共有し、寄り添うことを大切にしている。



労働審判申立書が届いたら…
どうすればいいの？



昨日、裁判所から「労働審判申立書」というものが届きました。最近退職した従業員が、弁護士に依頼して手続きをしたようです。ざっと読んだのですが、書いてあることが難しく、**どう対応したら良いか分らず困っています。**



そうですね。ただし、原則3回以内の期日で結論が出てしまいますので、**第1回の期日までに、しっかりと準備をする必要があります。**



それはお困りですね。労働審判とはどのようなものかを知って、適切に対応する必要があります。



労働者からの主張に対する反論を記載した「答弁書」と、使用者側の主張を裏付ける証拠を準備して、第1回期日までに提出する必要があります。「**答弁書**」における反論が不十分であったり、**提出すべき証拠が出されていなかったりすると、相手側に主導権を握られてしまい、使用者側に不利な結論が出される可能性があります。**



そもそも、「労働審判」というのはどのような手続きなのでしょう。



第1回期日までの準備が重要なですね。労働審判を申立てられたら、会社側としてはどのように対応するのが良いのでしょうか。

裁判手続きの一つで、**労働問題を通常の裁判より早期に解決するための制度**です。



労働審判の特徴は、どのようなところにあるのでしょうか。

できるだけ早く弁護士に相談されるのが良いです。労働審判で問題となることは、解雇の有効性や残業代発生の有無など、専門性の高いことが多いです。使用者ご自身が対応した場合、第1回期日までに必要な主張や証拠を提出することは難しいので、すぐに弁護士に相談して頂きたいと思います。



労働審判は、**原則として3回以内の期日で結論を出す**ことになっており、早期解決が望めるというのが特徴です。



なるほど。会社側にとっても従業員側にとっても、**早期に解決できた方が**良いですね。



早めに相談して良かったです。この件もぜひ、対応をお願いします！

けんろく アクティ部

このコーナーでは事務所の取組を紹介します。

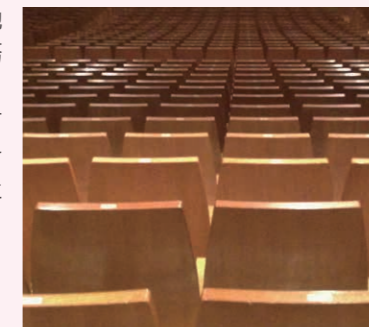
弁護士業務改革シンポジウムで紹介されました！

弁護士業務改革シンポジウムは、日本弁護士連合会が主催する全国的なイベントです。

今年は、9月3日に愛知大学名古屋キャンパスにて、「愛知から拓くぞ！ー弁護士業務最前線」というテーマで開催されました。

このシンポジウムにて、当事務所の取り組みが、先進的で興味深いということで紹介されました。

全国各地の法律事務所に対して、情報発信することができる良い機会となりました。



朝礼スピーチを行っています！

当事務所では毎日朝礼を行っています。毎週月曜日と金曜日の朝礼では1人ずつスピーチをしています。相手の心を動かす話し方を学ぶため、月曜はスタッフが、金曜は弁護士が担当し、全員で順番に話しています。

内容は、固く決まったものではなく、発表者の話したいテーマで、本や動画の紹介から、日常の気づき、趣味の話まで、様々です。所員の新たな一面を知る機会でもあります。

発表の番が回ってくると緊張しますが、その分得るものも大きく、有難い機会です。



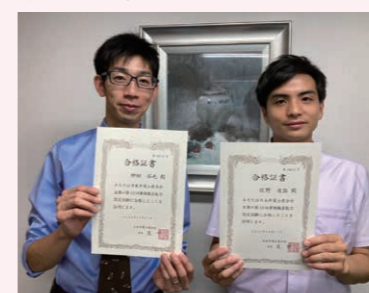
スタッフが合格しました！

2021年11月20日に実施された第13回日弁連事務職員能力認定試験において、当事務所のスタッフが受験し、合格しました。

日本弁護士連合会が2008年から実施している法律事務所に勤務する事務職員を対象とした試験です。

試験内容としては、民法などの実体法や、民事訴訟法などの手続法、そして弁護士倫理に至るまで広範囲にわたります。

当事務所では、弁護士やベテランスタッフが講師となって、勉強会を開催し試験に臨みました。



スタッフ向け勉強会を開催しています！

スタッフのスキルアップのために当事務所の弁護士が講師となって勉強会をしています。内容は、業務に直接関係があるものから、一般的な法律の知識など幅広く行っています。一ヶ月に2回程、民法・民事訴訟法、破産法等の勉強会を開催してきました。

事務所に入所して半年程のスタッフも分かるよう、難しい法律用語も易しい言葉で解説されています。

スタッフ品田の感想：とても分かりやすいです。基礎的な知識が身につけてきていると感じています。

